

2014. 10. 16

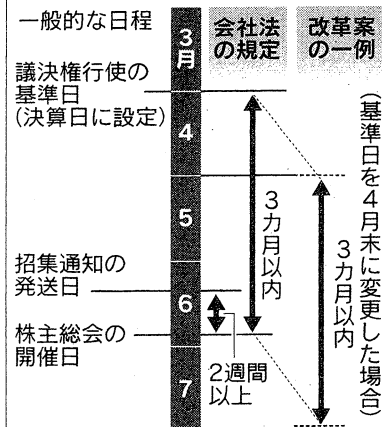
【第三種郵便物認可】

# 株主総会分散へ2案

## 有識者会議 年度末までに報告書

6月下旬に集中して「分散させる議論が始まる上場企業の株主総会を」た。有識者会議「企業と

### 株主総会の日程と会社法の規定 (3月期決算の上場企業)



投資家の対話促進研究会」の分科会が15日に初会合を開いた。総会を7月以降に分散する手段として①企業が自主的に定款を変更する②会社法を改正する――の2案が浮上している。今年度末までに報告書をまとめる。初会合を開いたのは、経済産業省が事務局を務める「株主総会のあり方検討分科会」（座長・尾

崎安央早稲田大教授）。機関投資家や企業の関係者、学者などが意見を交わした。

東証上場の3月期決算企業の場合、8割強に当たる2千社弱の定時総会開催日が6月下旬に集中。取締役選任などの議案を添付した招集通知の発送日も、総会の2、3週間前が多い。機関投資家は短期間に大量の議案を読み、賛否を決めなければならぬ。分科会でも「海外の投資家に『株主との対話に不熱心』という印象を与えている」との発言があった。

カギを握るのが、総会で議決権を行使できる株主を確定する「基準日」だ。3月決算企業は定款で基準日を決算日の3月末に合わせている。会社法は基準日から開催日までの期間を3カ月以内と定めている。4月から企業は決算処理、会計監査などで忙しく期限ぎりぎりの6月下旬に開催日が集中しやすい。そこで基準日を4月末や5月末などにずらす案が出てくる。仮に企業が来年の株主総会で定款を変更すれば、再来年から総会を7月や8月に開け

る。ただ配当の支払日が遅れる、基準日がまちまちだと投資家が混乱するといった指摘もある。

研究会委員である佐久間総一郎・新日鉄住金副社長は「会社法改正で基準日からの期間を4カ月以内に延ばすのが適当」と主張、経団連も同じ意見だ。企業は基準日を変更せずに開催日を7月末までずらせる。だが、開催日までの期間が長くなるほど、株を売却した投資家が議決権行使するケースが増えやすく問題との意見もあった。次の会社法改正は数年先になるとの見方が多い。